

第86期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

開催
場所

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

目次

- ▶ 第86期定時株主総会招集ご通知 1
- ▶ 株主総会参考書類 4
- (添付書類)
- ▶ 事業報告 13
- ▶ 連結計算書類・計算書類 27
- ▶ 監査報告書 33
- ▶ 株主総会会場ご案内図 裏表紙

株式会社 **ヴィア・ホールディングス**

証券コード: 7918



VIA HOLDINGS INC.

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、会場へのご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- 接触感染リスク低減のため、座席間の間隔を拡げて設置させていただきます。このことから、ご用意できる席数が限られ、ご入場いただけないおそれがございますので、本定時株主総会におきましては、ご出席に代えて、極力、書面又は、インターネットによる事前の議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。
- 運営スタッフ及び登壇役員につきましてはマスクを着用させていただくほか、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございます。
- その他株主総会の開催にあたり、大きな変更が生じる場合には、以下のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。
<https://www.via-hd.co.jp/ir/library/meeting/>

招集ご通知

2022年6月9日

証券コード：7918

株主各位

東京都新宿区早稲田鶴巻町519番地
株式会社 **ヴィア・ホールディングス**
代表取締役社長 **楠元健一郎**

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。なお、当日ご出席されない場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）により、2022年6月28日（火曜日）午後6時までには議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階「ロイヤルホール」

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第86期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

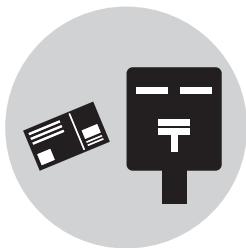
なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

郵 送



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権
行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネット

▶ 詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権
行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時行使分まで

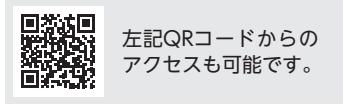
インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



議決権行使ウェブサイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
 または検索サイトで
議決権行使 みずほ **検索**
 で検索。



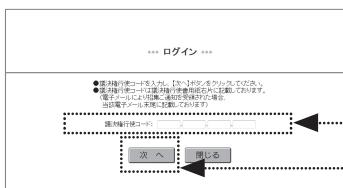
左記QRコードからの
アクセスも可能です。

「インターネットによる議決権行使
 について」をお読みいただき、
「次へすすむ」 をクリック。

ご注意

- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- ▶ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

2 ログイン



「**議決権行使コード**」を入力し、
「次へ」 をクリック。

※ 「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片に記載されております。

3 パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、
初期パスワードを入力し、
 株主様のご使用になる
パスワードを登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

ご利用に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524

受付時間
 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第86期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社C種優先株式1株につき73,589.04円、当社D種優先株式1株につき17,315.07円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は合計188,301,375円となります。

(C種優先株式配当総額 110,383,560円、D種優先株式配当総額 77,917,815円)

また、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

なお、普通株式の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

2. 欠損填補に関する事項

繰越欠損を解消し、資本構成の是正を図るとともに今後の資本政策の流動性を確保するため、会社法第45条2の規定に基づき、上記配当後の資本剰余金で利益剰余金を欠損填補したいと存じます。

減少する剰余金の項目及び額、増加する剰余金の項目及び額は次のとおりであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,576,854,349円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,576,854,349円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第15条 (条文省略)	第12条～第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
(新設)	(電子提供措置等)
	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる</p>
(新設)	(附則)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当		
1	くすもと けんいちろう 楠元 健一郎	代表取締役社長		再任
2	いしおか けんおう 石岡 健生	取締役兼執行役員		再任
3	そばた やすみ 蘆畑 康美	取締役		再任
4	たか だ ひろあき 高田 弘明	社外取締役	社外取締役候補者	再任
5	いのうえ はるたか 井上 晴孝	社外取締役	社外取締役候補者	独立役員候補者 再任
6	きたじま あき 北島 亜紀		社外取締役候補者	独立役員候補者 新任

1

くすもと
楠元けんいちろう
健一郎

(1964年11月20日生 57歳)

再任

- 当社における地位、担当：代表取締役社長
- 所有する当社株式の数：7,621株
- 重要な兼職の状況：株式会社紅とん代表取締役社長
- 略歴

1988年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入社
 1998年4月 同行神田駅前支店融資課長
 2002年7月 同行新宿新都心支店次長
 2003年7月 同行東京融資第三部審査役
 2009年2月 同行審査部企業金融室グループリーダー
 2012年10月 当社へ業務出向 執行役員 財務政策担当部長兼社長室長
 2014年4月 りそな銀行東京営業第六部長 兼 コーポレートビジネス部企業ファイナンス室長
 2017年4月 当社入社 常務執行役員 社長室長
 2017年6月 当社取締役兼常務執行役員
 2019年3月 株式会社一丁代表取締役社長
 2021年4月 当社代表取締役社長（現在）
 2022年4月 株式会社紅とん代表取締役社長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

楠元健一郎氏は、りそな銀行に長く在籍し、同行での金融実務及び企業再生の豊富な経験と知識を有しています。2017年4月に当社に入社し、社長室長としてグループ全体の経営戦略の立案と推進を行うなど、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者としたしました。

2

いしおか
石岡けんおう
健生

(1972年5月28日生 50歳)

再任

- 当社における地位、担当：取締役兼執行役員 事業推進室長
- 所有する当社株式の数：3,931株
- 略歴

1991年12月 アイク株式会社入社
 1999年4月 ディックファイナンス株式会社（現シティファイナンシャルジャパン合同会社）入社
 2009年3月 株式会社紅とん入社
 2010年7月 同社企画本部マネジャー
 2015年3月 株式会社扇屋コーポレーション（現 株式会社扇屋東日本）企画本部マネジャー
 2017年4月 同社執行役員経営管理本部長
 2018年6月 同社取締役兼執行役員経営管理本部長
 2020年5月 株式会社紅とん代表取締役社長
 2021年4月 当社取締役兼執行役員事業推進室長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

石岡健生氏は、当社子会社において、店舗営業を経験の後、経営管理部門を統括するほか、子会社の取締役や代表取締役として経営を行うなど豊富な経験を有しております。また、新規事業の導入・展開により、収益構造の改善に努めるなど、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。今後も同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者としたしました。

3

そ ばた
蘆 畑

やす み
康 美

(1959年9月5日生 62歳)

再任

- 当社における地位、担当：取締役 経営企画本部長
- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：株式会社ウエルカム取締役
- 略歴

1983年10月 株式会社ナカヤマ入社
 1989年9月 福田公認会計事務所入所
 1995年11月 日本アイオプテックス株式会社入社（現スミス・アンド・ネフュー株式会社）
 1998年10月 暁印刷株式会社入社（現当社）
 2005年8月 株式会社ジョージズファニチュア入社
 2008年3月 同社取締役
 2010年9月 同社社名変更に伴い、株式会社ウエルカム取締役（現在）
 2016年2月 株式会社ディーンアンド・デルーカ・カフェ・ジャパン監査役（現在）
 2021年4月 当社取締役経営企画本部長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

蘆畑康美氏は、株式会社ウエルカムの取締役として同社の管理部門及び経営企画部門を統括するなど、企業経営や事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。現在は、経営管理部門を統括し、グループ全体の経営戦略立案と推進を行うなど、当社グループの成長・発展に貢献してまいりました。今後も同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、取締役候補者としていたしました。

4

たか だ
高 田

ひろ あき
弘 明

(1957年1月21日生 65歳)

社外取締役
候補者

再任

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：暁総合法律事務所所長
- 略歴

1986年4月 最高裁判所司法研修所入所
 1988年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
 1991年2月 半蔵門総合法律会計事務所開設
 1994年8月 暁総合法律事務所に名称変更（現在）
 2008年6月 当社取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高田弘明氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、取締役会等における積極的な提言や助言を通じて、当社グループのガバナンス向上に大きな貢献をいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者としていたしました。なお、高田弘明氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。

5

いの うえ

はる たか

井上

晴孝

(1952年4月7日生 70歳)

社外取締役
候補者独立役員
候補者

再任

- 当社における地位、担当：社外取締役
- 所有する当社株式の数：1,940株
- 重要な兼職の状況：井上・桜井法律事務所所長
北沢産業株式会社社外監査役

■ 略歴

1978年9月 株式会社辰巳法律研究所入所
 1982年7月 同社退所
 1985年4月 弁護士登録（東京弁護士会）浅見東司法律事務所入所
 1988年4月 井上晴孝法律事務所開設
 2018年7月 井上・桜井法律事務所に名称変更（現在）
 2020年7月 当社取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

井上晴孝氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。また、他の企業の監査役における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として客観的な立場から経営に参画し、経営陣から独立した立場で適切な助言と提言をいただいております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、引き続き同氏の経験等を当社の経営及び監督に活かしたく、社外取締役候補者となりました。

なお、井上晴孝氏の当社の社外取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6

きた じま

あ き

北島

亜紀

(1971年3月17日生 51歳)

社外取締役
候補者独立役員
候補者

新任

- 所有する当社株式の数：0株
- 重要な兼職の状況：株式会社あおい会計社代表取締役
社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス監事
一般社団法人IGPI持株会監事

■ 略歴

1992年4月 学校法人東京会計法律学園東京会計法律専門学校専任講師
 1994年9月 平成会計社入所
 2003年2月 税理士登録
 2003年4月 税理士法人平成会計社社員
 2004年3月 株式会社産業再生機構入社
 2006年3月 税理士法人平成会計社社員
 2017年1月 あおい会計社 代表税理士（現在）
 2017年12月 株式会社あおい会計社 代表取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

北島亜紀氏は、税理士としての幅広い見識を有し、複数の組織・団体等の監事の経験も豊富に有しております。また、株式会社産業再生機構において、複数の大型案件の再生にも携わるなど、事業再生、再編の分野にも精通しており、当社の置かれた状況に鑑みて、客観的かつ専門的な視点からの当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、社外取締役候補者となりました。

(注)

1. 当社との特別の利害関係
各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項
 - ・候補者のうち、高田弘明氏、井上晴孝氏、北島亜紀氏は社外取締役候補者であります。
 - ・高田弘明氏が経営する暁総合法律事務所との間では、1992年3月より、当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
 - ・当社は井上晴孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。また、北島亜紀氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。なお、高田弘明氏及び井上晴孝氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。また、北島亜紀氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で、同様の当該契約を締結する予定であります。
4. 所有する当社株式の数には当社役員持株会の個人の株式持分を含んでおります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

(参考)

本総会において第3号議案を原案どおり承認いただいた場合の取締役及び監査役が有する専門性と経験・知見(スキルマトリックス)は下記のとおりです。

氏名	専門性と経験								
	企業経営	マーケティング 店舗開発	人事・労務	製造・品質 管理	財務会計	法務 コンプライアンス リスク管理	IT・技術	業界の知見	サステナ ビリティ
楠元 健一郎	●	●			●		●	●	●
石岡 健生	●	●		●			●	●	
取締 役	蘆畑 康美	●	●	●	●	●			
	高田 弘明 社外	●		●		●			
	井上 晴孝 独立 社外	●		●		●			
監査 役	北島 亜紀 独立 社外	●			●				
	大島 政靖	●			●			●	
	湯山 朋典 独立 社外				●	●			
	佐藤 郁夫 社外	●						●	

以上

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

① 事業全体の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が継続し、消費の落ち込みや生産活動の停滞等、国内の経済は極めて厳しい状況であります。

また、先行きにつきましても、2022年3月に緊急事態宣言やまん延防止特別措置等の制限が全国的に解除されましたが、新型コロナウイルス感染症の第7波や海外情勢の緊迫など、景気の先行きは依然として不透明であり、今後も予断を許さない状況となっております。

外食業界におきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、営業時間の短縮、インバウンド需要の減少、テレワークの浸透や外出控えといったライフスタイルの変化、お客様と従業員の安全・安心を守るためのソーシャルディスタンス営業等により来店客数が減少し、中食業界を含めた顧客獲得競争はますます激しさを増し、大変深刻な経営環境が続いております。

当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が続く状況下、政府による緊急事態宣言発令を受けた地方自治体からの休業要請を受け、居酒屋業態を中心に200店舗規模の臨時休業等の対応を実施しました。2021年10月から12月までは制限のない営業が可能となりましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による消費行動やライフスタイルの変化が進み、忘年会をはじめとする大人数での宴会や2次会の需要は激減しており、当社グループの主力事業である居酒屋事業にとっては、売上高の確保が厳しい環境でありました。

このような状況を受けて、当社では、事業再生計画に基づき、ウィズコロナ・アフターコロナの経営環境に適応する業態として、食動機を強化したコラボレーション業態への転換を進めております。コラボレーション業態の「台湾まぜそば はなび」については、前期より展開を開始し、当期末時点では14店舗まで拡大、「名代宇奈とと」については、2021年9月より展開を進め当期末時点では36店舗まで転換を実施しております。また、次世代の都市型居酒屋の実験として「魚や一丁」のリニューアルを実施したほか、「パステル」のリブランディングを見据えたりリニューアル、さらには、テイクアウト・デリバリー、eコマース等の新しいサービスの付加等による収益力の底上げなどを実行いたしました。

店舗数については、新店が1店舗、閉店が20店舗（うちF C 6店舗）となり、当期末の店舗数は、352店舗（うちF C 37店舗）となりました。

不採算店舗の大規模閉店と減損会計の適用により、減損損失514百万円及び閉鎖損失引当金繰入額58百万

円等の特別損失が発生しております。また、店舗休業期間中に発生した固定費（人件費、地代家賃等）を新型コロナウイルス感染症による損失として1,875百万円特別損失に計上し、これらにより、当連結会計年度において合計2,621百万円の特別損失を計上いたしました。

一方で特別利益は、雇用調整助成金352百万円、時短協力金等の助成金収入3,408百万円を計上し、当連結会計年度において合計4,030百万円の特別利益を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は10,258百万円（前年同期比15.7%減）、営業損失は1,123百万円（前連結会計年度は営業損失2,631百万円）、経常損失は827百万円（前連結会計年度は経常損失2,543百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は543百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失5,606百万円）となりました。

② 子会社別の事業の状況

子会社別の事業の状況は以下のとおりであります。なお、会社ごとの売上高は、連結取引相殺消去前の売上高であるため、連結損益計算書の売上高とは一致しておりません。

(a) ㈱扇屋東日本、㈱扇屋西日本

焼き鳥居酒屋「備長扇屋」「やきとりの扇屋」では、焼き鳥の素材や調理方法等の変更による提供品質の向上や、ランチ営業やテイクアウト販売の強化を実施してまいりました。

また、食動機を強化した「名代宇奈とと」とのコラボレーション業態を開発し展開を進めました。

㈱扇屋東日本と㈱扇屋西日本を合算した当連結会計年度の売上高は4,519百万円（前年同期比23.1%減）、当期において閉店12店舗（うちF C 6店舗）となり、期末店舗数は227店舗（うちF C 36店舗）となりました。

(b) ㈱フードリーム

ショッピングセンターや商業施設内を中心に、「パステルイタリアーナ」「カプチーナ」「ステーキハウス松木」「鶴亀堂」など様々なブランドを展開する㈱フードリームでは、高付加価値商品の導入やサービス向上施策により収益率の改善を進め、また、テイクアウト、デリバリー販売を強化してまいりました。

㈱フードリームの当連結会計年度の売上高は4,052百万円（前年同期比1.9%増）、当期において閉店5店舗となり、期末店舗数は75店舗となりました。

(c) ㈱一丁

首都圏のターミナル駅を中心に展開する刺身居酒屋「魚や一丁」は、都心部中心の大型店舗であるため、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けており、前期に大規模な店舗閉鎖を実行いたしました。また、将来的な再出店を見据えて次世代の都市型居酒屋の実験を開始しております。

㈱一丁の当連結会計年度の売上高は263百万円（前年同期比53.9%減）、期末店舗数は5店舗（うちF C 1店舗）となりました。

(d) ㈱一源

埼玉を中心に展開する総合型居酒屋「いちげん」では、和・洋・中のバラエティー豊かなメニューが特徴的であり、ファミリーターゲットを強化するため、女性のお客様、家族連れのお客様にも楽しんでいただけるメニューやイベントなどを提案しております。また、宴会需要の減少への対応として、定食メニューの充実やデリバリー販売を進めております。

㈱一源の当連結会計年度の売上高は636百万円（前年同期比23.6%減）、当期において2店舗閉店し、期末店舗数は14店舗となりました。

(e) ㈱紅とん

都心のターミナル駅を中心に展開する炭火串焼き専門店「日本橋紅とん」では、「働くお父さんのエネルギー」をコンセプトとして、専門店ならではの商品開発や串焼き技術を向上させ、コンセプトの浸透を図ってまいりました。また、昼の時間帯を有効活用する二毛作業態として「台湾まぜそば はなび」の展開を進めております。

㈱紅とんの当連結会計年度の売上高は785百万円（前年同期比13.2%減）、期末店舗数は31店舗となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は272百万円であります。これらの資金は増資資金及び借入金でまかなっており、その主な内容は外食サービス事業における店舗リニューアル等に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の事業への影響に対応するため、運転資金については、RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合よりC種優先株式発行により1,500百万円、長期借入金として500百万円を、また第25回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により431百万円の資金調達を行っております。

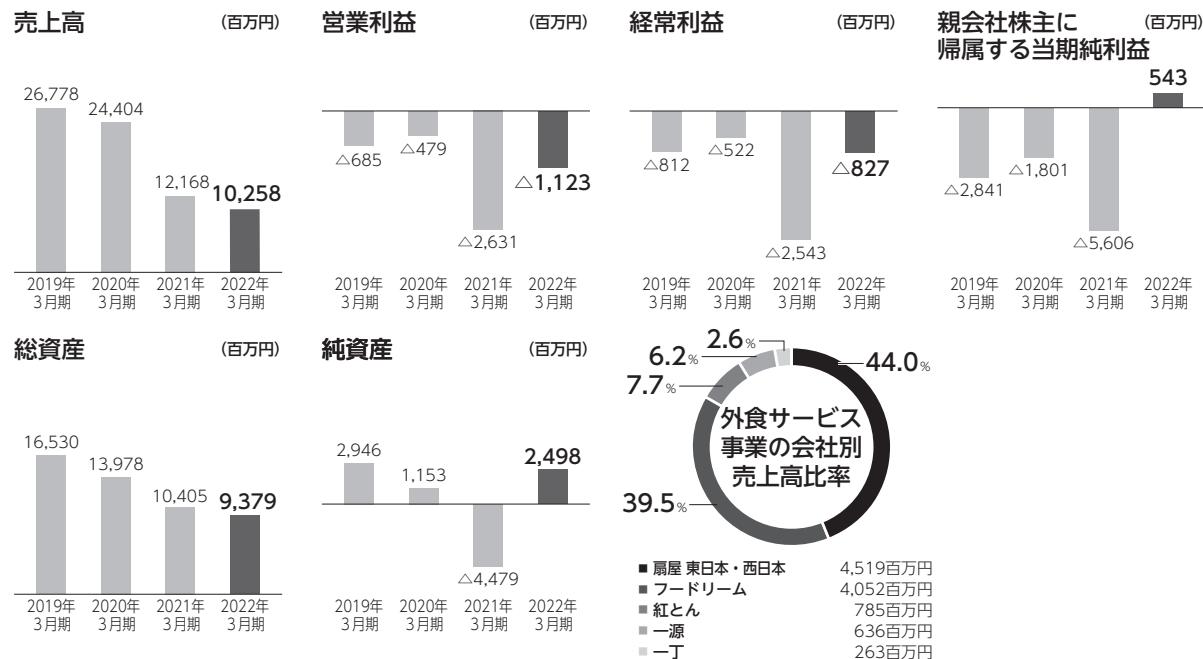
2. 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第83期 2019年3月期	第84期 2020年3月期	第85期 2021年3月期	第86期 当連結会計年度 2022年3月期
売上高	(百万円)	26,778	24,404	12,168	10,258
経常利益	(百万円)	△812	△522	△2,543	△827
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	△2,841	△1,801	△5,606	543
1株当たり当期純利益	(円)	△89.64	△56.45	△175.64	16.25
総資産	(百万円)	16,530	13,978	10,405	9,379
純資産	(百万円)	2,946	1,153	△4,479	2,498
1株当たり純資産額	(円)	92.23	36.01	△140.34	△101.95

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社扇屋東日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社扇屋西日本	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社フードリーム	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社一丁	50百万円	99.9%	外食サービス事業
株式会社一源	50百万円	100%	外食サービス事業
株式会社紅とん	50百万円	100%	外食サービス事業

4. 対処すべき課題

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言発令や各自治体の要請を受け、当社グループにおきましても、店舗休業や時間短縮での営業、あるいはテイクアウト・デリバリーのみでの営業を実施し、売上高が大幅に減少する状況が続いております。今後においてもお客様の生活様式の変化等により影響の長期化が懸念されます。このことから、当社グループでは、店舗内での感染リスク低減のため、間隔を開けた席配置、従業員の健康チェックや手洗い、消毒の徹底に努めるなど、業界ガイドライン等を参考にし、お客様と従業員の安全に配慮してまいります。

また、コロナ禍においても収益を維持拡大できるよう、コスト削減の実施、収益構造の見直し、ウィズコロナ、アフターコロナの時代に対応した業態アップデートなど事業構造の抜本的改革に取り組んでまいります。

(2) 人財の確保・育成

グループの発展・拡大に欠かせない人財の確保・育成については、重要な経営課題と位置づけ、確定拠出型年金制度の導入など「従業員の生きがいと生活の安定」を目指した施策を実施してまいりました。2021年8月から新人事教育制度を導入し、教育・評価・処遇の仕組みを大幅に見直し、従業員が仕事を通じて自己実現に挑戦し、積み上げたキャリアを処遇する仕組みへと変更をいたしました。今後も時代や環境の変化に合わせて制度の改善に取り組み、さらなる従業員満足度の向上を追求してまいります。

(3) 食の安全・安心の確保

今後ますます重要となる食の安全・安心の確保のため、社内に設置された食品衛生委員会を中心に、グループ横断で社内ルールの徹底、情報の共有を図っております。また、外部の調査機関に継続的に検査を委託し、購入食材の安全性と店舗の衛生管理状況の確認・改善を行っております。

（４）既存店の売上向上

厳しい経済環境のなかにあっても安定的な成長を実現するために、オペレーションの磨きこみやマーケットに則した商品開発を進め、魅力あるコンセプトと商品の提案を行ってまいります。また、外食産業の原点であるQSCAをさらに強化することで、より多くのお客様に再来店していただける店舗づくりを行い、業態ブランドの構築を図ってまいります。さらに、商圈やニーズにマッチした効果的な業態転換やリニューアルを実施することで、既存店の売上を押し上げてまいります。

（５）財務基盤の強化

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、居酒屋業態を中心とした当社グループにおいては大幅に売上が減少した結果、前期末時点において債務超過となるに至りました。

当社では、事業再生ADR手続きを利用し、事業面の課題について大規模な経営構造のリストラクチャリングを実施するとともに、財務体質の抜本的な改善を行う事業再生計画を策定して関係者と協議を進めた結果、2021年4月に事業再生ADR手続きが成立し、2021年5月にC種優先株式による15億円の資本調達及び取引金融機関による45億円の債務の株式化など、大規模な資本調達を実施することができ、債務超過を解消いたしました。

5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

外食サービス事業：焼き鳥居酒屋「備長扇屋」、[やきとりの扇屋]、パスタ&デザート「パステル」、[パステルイタリアーナ]、洋食レストラン「オープン亭」、[ステーキハウス松木]、中華レストラン「双喜亭」、刺身居酒屋「魚や一丁」、食彩厨房「いちげん」、炭火串焼き専門店「日本橋 紅とん」、大阪風お好み焼き居酒屋「ぼちぼち」その他の飲食店経営

6. 主要な営業所（2022年3月31日現在）

本 社	東京都新宿区
-----	--------

7. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

（１）企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
407（992）名	△27（△99）名

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（２）当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38（3）名	15（△2）名	47.2歳	14.1年

（注）使用人数は就業人員（当社から外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、準社員）は1日8時間換算による当事業年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,065百万円
株式会社みずほ銀行	738百万円
株式会社横浜銀行	558百万円
RKDエンカレッジファンド投資事業有限責任組合	500百万円

(注) 借入金残高が500百万円以上の金融機関を記載しております。

2 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数		120,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	34,363,400株 (自己株式2,500株含む)
	C種優先株式	1,500株
	D種優先株式	4,500株
(3) 株主数		40,344名
	C種優先株式	1名
	D種優先株式	5名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	3,192千株	9.29%
横川 端	2,205千株	6.42%
横川 竟	2,029千株	5.91%
横川 紀夫	1,973千株	5.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,922千株	5.59%
株式会社W&E	858千株	2.50%
大関株式会社	615千株	1.79%
株式会社ウェルカム	600千株	1.75%
今井 辰男	433千株	1.26%
カメイ株式会社	338千株	0.99%

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式 (2,500株) を控除して計算しております。

2. 会社役員の状況（2022年3月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	楠元 健一郎	
取締役兼執行役員	石岡 健生	
取締役	蘓畑 康美	(株)ウェルカム取締役
社外取締役	高田 弘明	暁総合法律事務所所長
社外取締役	井上 晴孝	井上・桜井法律事務所所長 北沢産業(株)社外監査役
常勤監査役	大島 政靖	
社外監査役	湯山 朋典	湯山公認会計士・税理士事務所代表 チャンネルコーポレイトマネジメント(株)代表取締役社長
社外監査役	佐藤 郁夫	アサヒビール(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 高田弘明氏及び取締役 井上晴孝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 湯山朋典氏及び監査役 佐藤郁夫氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 井上晴孝氏及び監査役 湯山朋典氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 高田弘明氏の重要な兼職先であります暁総合法律事務所との間では、1992年3月より当社の顧問法律事務所として法律顧問契約を締結して継続的に法的アドバイスを受けており、弁護士報酬を支払っております。
5. 監査役 湯山朋典氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（2）取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の決定は、透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬の他、業績連動型賞与により構成されており、現金にて支給されます。業績連動型賞与は、公表する業績予想の連結営業利益の達成状況を基礎として、株主への配当、従業員の賞与水準などを総合的に勘案の上、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会にて決定しております。

これにより当社取締役の利益水準に対する意識を高め、役員報酬と当社の業績及び株式価値との連関性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

また、決定方針は、指名・報酬諮問委員会に対する諮問を経て、取締役会が決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の報酬の決定は、その審議の透明性と客観性を高めるため、社外役員が過半数を構成する指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会は指名・報酬諮問委員会の審議内容を尊重して取締役の報酬を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	8名	39,427千円
監 査 役	4名	8,351千円
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	47,778千円 (10,081千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとし、うち社外取締役分は年額30百万円以内とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

氏名	地位	主な活動状況
高田 弘明	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
井上 晴孝	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中13回）に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
湯山 朋典	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（14回中14回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
佐藤 郁夫	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会（10回中10回）及び監査役会（10回中10回）に出席し、主に経営者及び監査役としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

- ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役、会計監査人及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には、免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の信頼性・適正性をより高めるために妥当であると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案といたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「ヴィア・グループ倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、当社取締役会直轄の組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、当社の総務部門においてコンプライアンスへの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に当社及び当社グループ会社の役職員教育等を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会及び総務部門は、上記活動について定期的に当社の取締役会及び監査役に報告する。

当社に被監査部門から独立性を有する内部監査部門（以下「内部監査室」という。）を設置し、内部監査室は、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの状況を監査し、その監査結果を定期的に当社の取締役会及び監査役に報告する。

法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、当社及び当社グループ会社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存する。当社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書又は電磁的記録を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社の組織横断的リスク状況の監視並びに各所管業務に付随するリスク管理については、リスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が包括的に行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、グループ危機管理規程に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は、当社及び当社グループ会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役に報告する。

(4) 当社及び子会社から成る企業集団における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理体制を採用する。

- ① 職務権限規程類の策定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定及びITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ会社における法令遵守体制、リスク管理体制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会による当社及び当社グループ会社のコンプライアンス及びリスク管理に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。
- ② 当社取締役、執行役員及び当社グループ会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保するための法令遵守体制及びリスク管理体制を整備・運用する権限と責任を有する。
- ③ 当社は、当社グループ会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、関連会社管理規程に基づいて当社への承認申請又は報告が行われる体制を構築する。
- ④ 当社の内部監査室は、当社及び当社グループ会社の業務の状況を監査し、その結果を定期的に当社の取締役会及び監査役会に報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、当該職員の人事（人事評価、人事異動、懲戒等）に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人が監査役会等に報告をするための体制

当社及び当社グループ会社は、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、使用人その他これらに類する者が、当社の監査役会又は監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況その他監査に必要ないし有用な情報を速やかに報告する体制を整備するとともに、当該報告をした者が不利な取り扱いを受けない体制を整備する。

ホットラインの運用にあたっては、内部通報規程を制定し、通報者等を保護する体制を整備する。

（8）その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、各業務執行取締役、代表取締役及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制を整備する。

（9）反社会的勢力排除に向けた体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「ヴィア・グループ倫理規範」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき毅然とした態度で組織的に対応する。

（10）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループ会社が金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、別途定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づいて、内部統制の構築、評価、改善に係る体制の整備を行うものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、グループ横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会を毎月開催し、適宜改善活動を実施するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。

上記委員会では、パワハラ・セクハラに対する自己診断の調査を実施するなどのハラスメント管理を行うほか、社内情報伝達ルートの見直しと徹底を図ることで、速やかに正確な情報共有を行うことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいりました。

取締役会は中期経営計画に基づく事業部門毎の予算を設定し、経営会議及び取締役会において月次業績をレビューしております。

内部監査室は当社及び当社グループ会社の店舗や本部の業務状況を監査し、適宜改善活動を支援するとともに、取締役会及び監査役会に報告しております。監査役は監査の実効性を担保するため、当社及び当社グループ会社の重要な会議に出席するとともに、経営陣及び会計監査人等と定期的な意見交換会を開催しております。

以上

■ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第86期 2022年3月期
資産の部	
流動資産	3,503
現金及び預金	1,374
売掛金	406
原材料及び貯蔵品	115
未収入金	1,379
その他	226
固定資産	5,859
有形固定資産	3,627
建物及び構築物	2,664
機械装置及び運搬具	287
工具、器具及び備品	93
リース資産	69
土地	512
無形固定資産	276
リース資産	122
その他	154
投資その他の資産	1,955
投資有価証券	371
敷金及び保証金	1,566
その他	17
繰延資産	17
株式交付費	15
新株予約権発行費	1
資産合計	9,379

科目	第86期 2022年3月期
負債の部	
流動負債	2,613
買掛金	514
一年内返済予定の長期借入金	249
未払金	453
未払費用	444
未払法人税等	62
賞与引当金	76
リース債務	127
資産除去債務	206
店舗閉鎖損失引当金	47
その他	431
固定負債	4,267
長期借入金	3,315
リース債務	46
資産除去債務	699
繰延税金負債	93
その他	111
負債合計	6,881
純資産の部	
株主資本	2,496
資本金	316
資本剰余金	6,990
利益剰余金	△4,808
自己株式	△2
新株予約権	1
純資産合計	2,498
負債純資産合計	9,379

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第86期 2022年3月期	
売上高		10,258
売上原価		3,421
売上総利益		6,837
販売費及び一般管理費		7,961
営業損失		1,123
営業外収益		
受取利息及び配当金	1	
受取賃貸料	49	
助成金収入	376	
その他	18	445
営業外費用		
支払利息	131	
その他	18	149
経常損失		827
特別利益		
雇用調整助成金	352	
助成金収入	3,408	
固定資産売却益	3	
その他	266	4,030
特別損失		
新型コロナウイルス感染症による損失	1,875	
減損損失	514	
固定資産除却損	17	
固定資産売却損	86	
その他	127	2,621
税金等調整前当期純利益		581
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	△24	37
当期純利益		543
親会社株主に帰属する当期純利益		543

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	4,935	1,229	△10,142	△501	△4,479
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3,216	3,216			6,432
減資	△7,835	7,835			—
欠損填補		△4,790	4,790		—
親会社株主に帰属する当期純利益			543		543
自己株式の消却		△499		499	—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△4,618	5,761	5,333	499	6,976
2022年3月31日残高	316	6,990	△4,808	△2	2,496

	新株 予約権	純資産 合計
2021年4月1日残高	—	△4,479
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		6,432
減資		—
欠損填補		—
親会社株主に帰属する当期純利益		543
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1	1
連結会計年度中の変動額合計	1	6,978
2022年3月31日残高	1	2,498

■ 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第86期 2022年3月期
資産の部	
流動資産	1,746
現金及び預金	1,178
売掛金	147
未収入金	226
前払費用	7
関係会社短期貸付金	1,185
貸倒引当金	△1,001
その他	3
固定資産	5,145
有形固定資産	169
建物	52
工具器具備品	43
リース資産	74
無形固定資産	245
借地権	28
リース資産	112
その他	103
投資その他の資産	4,730
投資有価証券	371
関係会社株式	1,788
関係会社長期貸付金	4,748
貸倒引当金	△2,211
その他	33
繰延資産	17
株式交付費	15
新株予約権発行費	1
資産合計	6,909

科目	第86期 2022年3月期
負債の部	
流動負債	800
関係会社短期借入金	47
一年内返済予定の長期借入金	249
賞与引当金	6
未払金	215
未払法人税等	0
リース債務	126
その他	154
固定負債	3,379
長期借入金	3,315
リース債務	46
資産除去債務	10
繰延税金負債	3
その他	2
負債合計	4,179
純資産の部	
株主資本	2,728
資本金	316
資本剰余金	6,990
資本準備金	216
その他資本剰余金	6,774
利益剰余金	△4,576
その他利益剰余金	△4,576
繰越利益剰余金	△4,576
自己株式	△2
新株予約権	1
純資産合計	2,729
負債純資産合計	6,909

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第86期 2022年3月期	
売上高		911
売上総利益		911
販売費及び一般管理費		692
営業利益		219
営業外収益		
受取利息及び配当金	225	
助成金収入	30	
その他	24	280
営業外費用		
支払利息	130	
その他	12	142
経常利益		357
特別損失		
固定資産除却損	0	
固定資産売却損	75	
関係会社支援損	350	
関係会社貸倒引当金繰入額	544	
その他	0	970
税引前当期純損失		612
法人税、住民税及び事業税	△0	
法人税等調整額	3	2
当期純損失		615

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2021年4月1日残高	4,935	727	501	1,229	△8,751	△8,751	△501	△3,089
事業年度中の変動額								
新株の発行	3,216	3,216		3,216				6,432
減資	△7,835		7,835	7,835				－
準備金から剰余金への振替		△3,727	3,727	－				－
欠損填補			△4,790	△4,790	4,790	4,790		－
当期純損失					△615	△615		△615
自己株式の消却			△499	△499			499	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	△4,618	△510	6,272	5,761	4,174	4,174	499	5,817
2022年3月31日残高	316	216	6,774	6,990	△4,576	△4,576	△2	2,728

	新株予約権	純資産合計
2021年4月1日残高	－	△3,089
事業年度中の変動額		
新株の発行		6,432
減資		－
準備金から剰余金への振替		－
欠損填補		－
当期純損失		△615
自己株式の消却		－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	1	1
事業年度中の変動額合計	1	5,818
2022年3月31日残高	1	2,729

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士 藤井 幸雄

業務執行社員

指定社員

公認会計士 青野 賢

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヴィア・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度において、営業損失1,123百万円、経常損失827百万円を計上したことにより、4期連続で経常損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な会計上の見積りに関する注記の有形固定資産の減損 (3) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定に記載されているとおり、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、政府による、まん延防止等重点措置の適用並びに緊急事態宣言発令を受けた地方自治体からの休業要請を受け、居酒屋業態を中心に200店舗以上の臨時休業等の対応を実施している。また、営業が可能であっても、特に都心部でのオフィスワーカーの減少、宴会需要の減少等により、主力の居酒屋業態において大きな打撃を受け続けており、当連結会計年度の業績及び財務状況に深刻な影響が生じている。引き続き先行きは不透明な状況であり、当社グループの業績に影響を及ぼすことが想定されている。このような状況下で、新型コロナウイルス感染症による影響が将来的に収束しても、生活様式の変更等により、一定程度の需要が落ち込むことを仮定におき、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りを行っている。不確実性の極めて高い環境下において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等の見積りには不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ヴィア・ホールディングス
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員

公認会計士 藤井 幸雄

業務執行社員

指定社員

公認会計士 青野 賢

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヴィア・ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当事業年度にて債務の株式化等の金融支援を含む本事業再生計画に基づく財務施策により債務超過が解消されたものの、前事業年度同様、当期純損失を計上している。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ヴィア・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	大島政靖	㊟
社外監査役	湯山朋典	㊟
社外監査役	佐藤郁夫	㊟

以上

株主総会会場ご案内図



会場

リーガロイヤルホテル東京
3階「ロイヤルホール」

東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号

☎ 03-5285-1121

※シャトルバスの運行状況は
ホテルにお問合わせください。



〈電車をご利用の場合〉

- 東京メトロ 東西線「早稲田駅」
3a出口より徒歩10分
- 東京メトロ 有楽町線「江戸川橋駅」
1b出口より徒歩15分
- 都電 荒川線「早稲田駅」より徒歩3分

〈都バスをご利用の場合〉

- 高田馬場駅より
④⑤乗り場 上野公園行き(上69系統)、九段下行き(飯64系統)
→早稲田下車
- ②乗り場 早大正門行き(学02系統)→早大正門下車

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

交通のご案内



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
植物油インキを使用しています。